

答申第245号
令和8年1月9日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答申)

令和7年6月26日付神行総第316号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「新型コロナワクチン予防接種後副反応疑い報告書」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、新型コロナワクチン接種後の副反応疑い事例に関する「予防接種後副反応疑い報告書（608件）」の一部を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年7月30日受付で「新型コロナワクチン予防接種後副反応疑い報告書」及び「新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請状況」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 請求人は、令和6年8月6日、本件請求のうち「新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請状況」について、市長（以下「処分庁」という。）と協議の上、別途情報提供を受けることになったため、請求を取下げた。
- (3) 処分庁は、本件請求のうち「新型コロナワクチン予防接種後副反応疑い報告書」については、「予防接種後副反応疑い報告書（608件）」（以下「本件公文書」という。）を特定のうえ、令和6年8月30日付けで一部の情報を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) これに対し、請求人は、令和6年12月11日受付で本件処分の非公開部分のうち、「概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査）」、「他要因（他の疾患等）の可能性の有無」及び「報告者意見」欄に記載された情報の公開を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

令和6年12月11日受付の審査請求書、令和7年3月19日受付の反論書、令和7年11月17日の意見陳述、令和7年11月17日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、次のとおり違法である。
条例第1条の目的である市民の知る権利を尊重するに違法である。新型コロナワクチン接種においては、特例承認にてのワクチンであり、承認審査を短縮した特例的な承認であるので、事後継続的な検証が必要である。公衆衛生の元、市民は治験に協力したと言える。請求人の〇〇は被害者であり、神戸市内にて副反応の診察の際、何名もの医師より「人類が初めて打つ未知のワクチンだからね。」と言われた。このような新しいワクチンにおける被害の現状を知る権利が市民にはあり、事実を明らかに公開されないのは違法である。

条例第10条第1号ア及び本文に該当と理由が述べられているが、「特定の個人の

識別」は神戸市の人口から特定の個人の識別は困難であり、また公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる理由が理解できない。新型コロナワクチン接種事業は全額税金によるもので、国の推奨ワクチンによるもので、それによる被害を公にされて不快感や嫌悪感を抱くと考えるより、ワクチン接種により体調が崩されたと明らかに公にされる方が被害に遭われた方にとっては権利擁護であると考えられる。

実際に特定の個人の権利利益を害すると考えるには、本人の意思確認が必要であると考える。

また条例第10条第1号には、「いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」とある。どのような有害事象が発生する恐れがあり、相関関係により疑われる副反応を知るのは、全ての市民にとって生命、身体又は健康を保護するための情報であり、公にすることが必要であると考えられる。その理由により、この処分は違法である。

現在も定期接種の対象者となる方は心臓、腎臓、または呼吸器の機能の障害云々とあり、臨時接種の際も基礎疾患者の接種は強く推奨されていた。

本来なら推奨されたワクチンで基礎疾患のある方の副反応はあってはいけないものであり、この情報を知るのはこの副反応疑い報告書以外にはない。市民が真実の情報を知るのは、市民の生命、身体又は健康を保護するために必要である為、非公開であるのは、条例第10条第1号ア及び本文に違法である。

(2) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(6.1版)」には、「市町村の役割として、「住民への接種勧奨、情報提供、相談受付」「市町村は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行う。」「接種実施医療機関等や接種順等について、隨時住民へ情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談に応じる」とある。

PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)「予防接種法に関する報告の制度について」には、「予防接種後副反応疑い報告は、…予防接種(定期の予防接種等)を受けた者が一定の症状を呈していることを知った場合に、厚生労働省に報告しなければならない制度です。当該報告制度は、予防接種後に生じる種々の身体的反応や副反応について情報を収集し、ワクチンの安全性について管理・検討を行い、以て広く国民に情報を提供すること及び今後の予防接種行政の推進に資することを目的としています。」と記載されている。

(3) 副反応疑い報告には個々人がワクチン接種に対してリスクを把握するための情報が示されている。接種を個人の判断にゆだねる日本の予防接種事業、施策において副反応のリスクを開示することは最低限必要な事であると考えられる。現状の神戸市の内容については「①症状の概要が非開示のため経緯、詳細がわからない。②基礎疾患の有無が非開示のため、基礎疾患と副反応の因果関係が評価できない。兵庫県においては、③ロットNo.が非開示のため自分が接種したロットの副反応の状

況が調査できない。④報告者意見が非公開のため、医学的な診断が評価できない。」といった問題があり、現行の開示内容では不十分であると考える。

(4) 開示については厚生労働省「不開示情報に関する判断基準（法第5条関係）」に下記のように示されている。

「人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務である。不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益より、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められていることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産保護にも、保護すべき権利利権の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。」と示されている。

さらに、「季報情報公開個人情報保護/行政管理研究センター編 9126-29, 2024-03」に記載されている「判例解説4 新型コロナワクチン予防接種後副反応疑い報告書の公開請求（名古屋地裁令和5年6月15日判決）板垣 勝彦 著」によると、次のような記載がある。

- ・個人のプライバシーの保護を重視するあまり、市民の知る権利の要請への配慮に欠ける事態が生じることは適切ではない。
- ・判例は、特定の個人が識別される具体的な可能性が認められないのであれば、当該情報を非公開とすることは許容しないという考え方であって、その内容は厚生労働省等において調査等を実施し、個人情報に十分配慮した上で、公開の場で検討することとされている、という副反応疑い報告の公益的な性格に照らしても、妥当な判断と評価することができる。
- ・副反応疑い報告書は、特定の個人や集団の利害に關係して作成されるものではなく、その内容は、全ての国民、住民の健康に関わるものとして、広く関心の対象となるものである。
- ・個人識別可能性とは、抽象的な可能性では足りず、公知の情報その他一般人が通常入手し得る情報と照合した上で、特定の個人が識別される具体的な可能性がある場合を指す。

上記判例に加え、上述の厚生労働省「不開示情報に関する判断基準（法第5条関係）」などに基づいて、副反応疑い報告の内容について適切に開示することが求められると考えられる。

(5) 副反応疑い報告書について「症状の概要」については46都道府県を調べたところ、6つの都道府県などで開示が行われている。また、これらのいくつかの都道府

県においては「報告者意見」についても開示されている。自治体間において開示される内容が異なることは、知る権利について、住む場所によってその権利が保障されないという問題が発生しているのではないか。被害の周知や後遺症治療法の確立に向け神戸市が保有する新型コロナワクチン接種後の副反応疑い報告書内の「症状の概要」部分を開示することを求める。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和7年1月16日受付の弁明書、令和7年8月29日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 条例第10条本文及び第1号アの該当性

予防接種後副反応疑い報告書には、特定の個人の氏名が記載されており、特定の患者のワクチン接種後の副反応作用に関する詳細な情報である。予防接種法上の定期接種・任意接種の別や接種したワクチン名などを除き、患者のカルテに記載されている情報と同等であり、患者の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、個人識別情報についてはもちろんのこと、個人識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

以上のことから、患者（被接種者）氏名又はイニシャル欄、接種時年齢欄のうち月数、住所欄のうち町名以下及び生年月日欄の記載、報告者氏名、医療機関名、電話番号及び住所欄の記載、接種場所医療機関名及び住所欄の記載、接種の状況欄のうち、接種時間、家族歴についての記載、予診票での留意点、症状の概要欄のうち、概要（症状・徵候・臨床経過・診断・検査等）についての記載、他要因についての記載、症状の程度欄のうち入院先病院名及び入退院日についての記載、報告者意見、欄外に記載された報告医療機関の名称及びFAX番号等を非公開とした。

(2) 厚生労働省における公表内容

ワクチンの接種後には副反応を生じることがあり、副反応をなくすことは困難である。接種によって得られる利益と、副反応などのリスクを比較して接種の是非を被接種者本人において判断する必要がある。副反応疑い報告では、ワクチンと関係があるか、偶発的なもの・他の原因によるものかが分からぬ事例も数多く報告されているが、国民一人ひとりが接種の是非を判断するためには、こうした事例も含め、報告のあった事例を公表することにより、ワクチンの安全性に係る情報について透明性の向上を図る必要がある。

こうしたことから、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（以下、「副反応検討部会」という。）においては、ワクチンごとにNo.、年齢、性別、接種日、発生日、接種から発生までの日数、ワクチン名、製造販売業者、ロット番号、症状名（PT名）、因果関係（報告医評価）、重篤度（報告医評価）、転帰日、転帰内容を記載した一覧表が公表されている。

このように、副反応検討部会においては、全国から収集された副反応疑い報告に

について、被接種者の居住地が特定されない状態を維持しながら、国民が自身の接種の是非を判断できるよう、年齢、性別、接種日といった、個人の識別につながる可能性がある情報についても公表している。

一方で、処分庁が保有している本件処分に係る副反応疑い報告に係る文書は、神戸市民に係る報告書について、厚生労働省より提供を受けたものであり、副反応検討部会における公表資料に比して、個人が識別されうる可能性が高まった情報である。

（3）請求人が公表を求める情報について

請求人が公開を求める情報のうち、「概要（症状・徵候・臨床経過・診断・検査等）」「他要因（他の疾患等）の可能性の有無」「報告者意見」については、カルテに記載される情報と同等の情報であり、特定の個人が識別されなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報に該当することは明白である。

（4）条例第10条第1号括弧書について

請求人の主張する条例第10条第1号括弧書「いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」については、不開示情報該当性の判断に当たり、開示することの利益と開示されないことの利益とを比較衡量して検討すべきであり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められるものと考える。これを本件処分に当てはめた場合、症状、本剤との因果関係等の予防接種後の副反応の情報を一定程度公開しており、審査請求人が公表を求める情報を開示することの利益は、公にすることにより害される個人の権利利益を上回らないと考える。

5 審査会の判断

（1）本件公文書について

予防接種法第12条第1項は、「病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していると知ったときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。」とし、同条第2項は、「厚生労働大臣は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を当該定期の予防接種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知するものとする。」と定めている。また、同法第14条は、厚生労働大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」という。）に当該報告に係る情報の整理を行わせることとしたときは、当該報告をしようとする者は、機構に報告しなければならないことを定めている。

本件公文書は、上記の規定に基づき、医療機関から機構に報告され、兵庫県を経由して処分庁が取得した「予防接種後副反応疑い報告書」の写しのうち、新型コロナウイルス感染症にかかるもの（608件）である。

（2）本件の争点について

処分庁は、本件請求に対して、本件公文書を特定のうえ、患者（被接種者）の氏名、接種時年齢（月齢数）、住所（区以下）、報告者の氏名、医療機関名、症状の概要等の個人に関する情報を、条例第10条第1号ア及び同号柱書後段に該当するとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し請求人は、本件処分の非公開部分のうち、「症状の概要」欄内の「概要（症状・徵候・臨床経過・診断・検査等）」及び「他要因（他の疾患等）の可能性の有無」並びに「報告者意見」欄に記載された情報（以下、「本件対象部分」という。）は、個々人がワクチン接種に対してリスクを把握するために必要な情報であるとして、公開を求める審査請求を行った。

処分庁は、本件対象部分は上記4（3）のとおり、特定の個人が識別されなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報に該当すると主張する。

したがって、本件における争点は、本件対象部分の条例第10条第1号柱書後段の該当性である。

以下、検討する。

（3）条例第10条第1号（プライバシー情報）について

条例第10条第1号は、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められる場合（第1号ア）や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる場合（第1号柱書後段）には、非公開とすることができる旨規定している。これは、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重するために、プライバシーを保護しようとするものであり、公文書公開によりプライバシー侵害が生じることのないように、個人に関する情報には最大限の配慮をすることが求められている。

（4）本件対象部分の条例第10条第1号柱書後段の該当性について

本件対象部分は、当該予防接種の接種者あるいは被接種者の主治医等が、副反応疑い報告として、被接種者の症状の概要及び報告者の意見として記述した部分である。

処分庁の主張によれば、これらの情報は、患者のカルテに記載されている情報と同等であり、患者個人の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、個人識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられるため、条例第10条第1号柱書後段に該当するとして非公開としたとのことであった。

審査会が本件公文書を見分したところ、「概要（症状・徵候・臨床経過・診断・

検査等)」、「他要因(他の疾患等)の可能性の有無」及び「報告者意見」欄については、既往歴、服薬中の薬、時系列的に記載した症状経過、症状の程度及び転帰並びに医師等の意見などが詳細に記載されている。これらの情報は、いずれも特定個人の身体に関する機微な情報であり、社会通念上、他人に知られることにより不快感や嫌悪感を抱くのが通常とみるのが相当と考えられる。

したがって、これらの情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報に該当する。

一方、請求人は、予防接種による副反応に関する情報を知るためには本件公文書しかなく、本件対象部分は条例第10条第1号括弧書にある「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため公開すべきと主張している。

これに対し、処分庁は、全国から機構を通じて厚生労働省へ提出される予防接種後副反応疑い報告書は、厚生労働省が設置する「厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会)」において審議評価され、報告件数及び症例概要が資料として公表されていること、また、本件公文書は、厚生労働省から神戸市域分として提供されたものであり接種地域が限定されるため、より個人の識別されうる可能性が高まった情報であることから、本件対象部分を公開することの利益は、公にすることにより害される個人の権利利益を上回らないと主張する。

審査会が見分したところ、厚生労働省のホームページに「厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会)」の資料として、報告のあった全件分について、ワクチンの種別ごとに報告件数や症例一覧、重篤事例の概要などの情報が掲載されていることが認められた。症例一覧には、被接種者の年齢、性別、接種日、発生日、接種から発生までの日数、ワクチン名、製造販売業者、ロット番号、症状名(P T名)、因果関係(報告医評価)、重篤度(報告医評価)、転帰日、転帰内容が記されており、重篤事例の概要においては、それらに加えて、被接種者の既往歴、服薬中の薬、時系列的に記載した症状経過、検査結果、因果関係(専門家評価)などが詳細に記載されていることが認められた。

このように、予防接種後の副反応疑いの情報は、国において相当程度公表されており、特定の地域的な要素を考慮して公開する必要性があるとも考えられないことから、本件対象部分が公開されないからといって、ワクチンの安全性について検討するのに不十分とまではいえない。また、当該検討部会の資料では、被接種者の居住地域を明らかにせずに詳細な情報を公表しているが、神戸市域に限定される本件公文書においては、個人識別性が生じる可能性がないとはいはず、被接種者本人がその点について危惧する可能性が考えられる。

したがって、本件対象部分を公開することが、公開しないことにより保護される被接種者等の権利利益に優越する公益上の理由があるとまではいえず、人の生命、身体、又は健康を保護するため、本件対象部分を公にすることが必要であるとまで

は認められない。

のことから、本件対象部分は、条例第 10 条第 1 号柱書後段に該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和6年12月11日	—	*請求人から審査請求書を受理
令和7年1月16日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和7年3月19日	—	*請求人から反論書を受理
令和7年4月10日	—	*処分庁から上申書を受理
令和7年6月26日	—	*諮問書を受理
令和7年8月29日	第381回審査会	*処分庁の職員から非公開理由等を聴取 *審議
令和7年11月17日	第384回審査会	*請求人から意見陳述、意見書の提出 *審議
令和7年12月25日	第385回審査会	*審議